

屋外広告業登録更新申請に関するQ&A

【全般について】

- Q 1 更新申請をしないとどうなりますか。
- A 1 条例に基づき、登録を抹消しますので、神奈川県内での屋外広告業が営めなくなります。
※登録の特例を利用して横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の市域で屋外広告業を営んでいた場合も当然に営めなくなります。
- Q 2 更新申請に係る提出書類は何が必要ですか。
- A 2 新規申請の際と同じ書類の提出が必要となります。
- Q 3 更新後の登録番号はどのようになりますか。
- A 3 従前の番号を継承します。
- Q 4 更新申請を提出した後の流れを教えてください。
- A 4 更新申請を受け付けた後原則2週間以内に更新手続きを行います。更新が完了した際には、登録通知書を送付します。
- Q 5 登録の特例を利用して横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に届出をしていますが、登録更新の際にも各市で何か手続きは必要ですか。
- A 5 新規登録の際に、各市に特例届出を行っている場合には、登録更新の際には、県に登録更新申請をしていただければ各市の登録は自動的に更新されますので、手続きは不要です。
なお、更新申請の前に変更届出書を提出した場合は、各市にも特例屋外広告業変更届出書をご提出いただく必要があります。
また、更新申請が間に合わず、新規の登録申請を提出した場合は、改めて特例屋外広告業届出書を各市窓口へご提出いただく必要があります。
- Q 6 更新するメリットは何ですか。
- A 6 屋外広告業を継続して営むことができます。登録番号も従前の番号を継承するので、事務上の手間が発生しません。
また、特例届出をしている場合、各市へ新たな手続きが発生しません。
- Q 7 広告主から、県での更新後に各市での特例届出が適切にされているか確認を求められました。文書等の交付はしていますか。
- A 7 申し訳ございませんが、現在そのような文書等の交付は行っておりません。特例届出は県での登録の有効期間が満了とならない場合には継続して有効となっています。各市の特例屋外広告業者の届出簿は各市のホー

ムページに掲載されていますので、本県の登録業者リストと併せてご活用ください。

【申請時期について】

Q 1 更新申請はいつ提出すればよいですか。

A 1 申請期間は有効期間満了日の 90 日前から 30 日前までとなっています。
なお、申請期間の始期は 3 か月前ではなく 90 日前となりますのでご注意ください。



Q 2 申請期間前に更新申請を提出した場合はどうなりますか。

A 2 受け付けできませんので、一度ご返却いたします。お手数ですが有効期間満了日の 90 日前となった時点で再度ご提出くださいますようお願いいたします。

Q 3 申請期間を過ぎて更新申請を提出した場合はどうなりますか。

A 3 更新申請では受け付けできませんので、新規申請として改めて申請してください。

※登録番号は新規の番号となります。

【その他】

Q 1 変更届出書を提出していなかったことが判明しました。どうすればいいですか。

A 1 原則として、まず変更届出書をご提出いただき、変更処理の完了後に更新申請をご提出ください。

なお、変更後からの期間により対応が異なりますので、一度当課までお問い合わせください。

Q 2 有効期間満了と同時に廃業する予定です。何か手続きは必要ですか。

A 2 不要です。なお、有効期間満了前に廃業する（又は廃業した）場合は廃業届出書の提出が必要となります。

Q 3 別件があり、県庁へ行く予定があるので、書類を持参したいです。

A 3 担当者が不在の場合もありますので、事前にお電話で来庁日時をお知らせください。また、お待たせしないためにも、できるだけ郵送で送付くださいますようご協力をお願いします。